



アワビとナマコの取扱いに ご注意ください！

～水産流通適正化制度について～

No.4

アワビ、ナマコ※(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種(特定第一種水産動植物))について、

- 採捕事業者や加工・流通事業者等の取扱事業者は
① 行政機関への届出
② 漁獲番号その他伝達事項の伝達
③ 取引記録の作成・保存(3年間)
④ 輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付

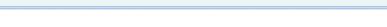
(※:令和7年からシラフ白土ギに適用)

水産庁加工流通課 03-3502-8111(内線6683)

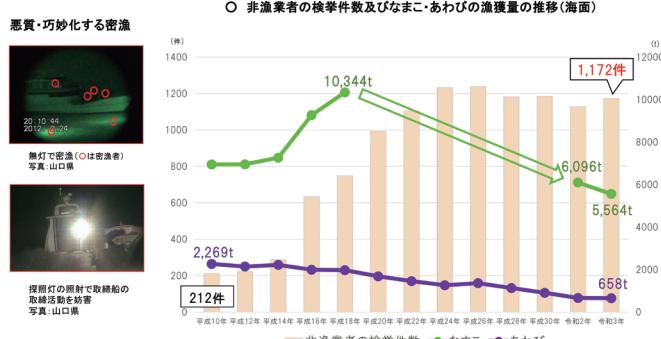
皆さんは、アワビ・ナマコはお好きでしようか。アワビ・ナマコは沿岸域に生息し、容易に採捕できることから密漁も各地で多発しています。これに伴い漁獲量が減少し、資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫されるなど、問題となっています。

このような背景があり、違法に漁獲されたアワビ・ナマコを排除する制度として、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が令和4年12月1日に施行されました。

ました。このことから、信頼できるアワビ・ナマコの流通が促進され、水産資源の持続的な利用が期待できます。



- 近年、複数人による潜水器を用いた夜間操業や探照灯の照射など、違法漁獲が悪質・巧妙化。
○ 非漁業者の検挙件数が近年増加する一方で、なまこ・あわびの漁獲量が大幅に減少。



▲非漁業者の検査件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移(水産庁HP)



▲ジャノメナマコ(沖縄県提供)

沖縄県内においてもナマコ漁が行われており、年中採捕されています。ただし、今帰仁漁協、本部漁協、名護漁協及び羽地漁協では、6月1日～8月31日の期間がナマコの産卵期にあたるため、禁漁期間を設定して資源維持を図つているとのことです。

沖縄総合事務局では、アワビ・ナマコを取り扱っている外食事業者、小売店等において、流通過程で漁獲番号の伝達が行われているかの確認を行うとともに、引き続

今帰仁漁協では、ナマコは9月から翌年5月にかけて漁獲されており、週に3日程度出漁し、マクブ、アカジン、タコの素潜り漁の際に、ナマコも採捕するとのことです。

今回の新たな制度について、所属の組合員（漁業者）への普及・啓発に苦慮しましたが、ナマコを扱う組合員との意思疎通をよく図り、採捕事業者としての届出を円滑に行うことができたそうです。

き、採捕者、流通関係者、販売者、消費者等へ幅広く制度の周知を行ない、アワビ・ナマコの適正流通に向けて取り組んでまいります。